

第8期介護保険料基準額（案）について

1 介護保険料の設定手順

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費（国・県・市）と被保険者（第1号・第2号）の保険料で負担するよう定められている。

市は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした第8期介護保険事業計画を策定し、この計画に基づき、介護保険事業に要する費用を賄うために必要な介護保険料を設定する。

(1) 被保険者数の推計

住民基本台帳をもとに、令和3～5年度の第1号被保険者数（65歳以上）について、推計を行う。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

被保険者数に対する要支援・要介護の各介護度の認定者数（認定率）等を勘案して将来の認定率を見込み、令和3～5年度の要支援・要介護認定者数を推計する。

(3) 施設・居住系サービス量の推計

要支援・要介護認定者数の見込み、今後県から示される介護施設等の追加的需要を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。

(4) 在宅サービス等の量の推計

これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。

(5) 地域支援事業に必要な費用の推計

総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計する。

(6) 介護報酬改定及び特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う影響分を調整

介護報酬改定並に特定入所者介護サービス費等及び高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額を推計する。

(7) 介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な上記(1)～(6)の給付額等をもとに、介護給付費準備基金取崩額等を勘案し、第8期の介護保険料を設定する。

2 介護保険料基準額（案）の算出

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料については、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業にかかる費用の見込額（介護保険料収納必要額）を基に算出する。

介護保険サービス費用総額（約116.0億円）×第1号被保険者負担率（23%）

↓
第1号被保険者負担分相当額 約26.7億円

第1号被保険者負担分相当額から、次のとおり算出します。

第1号被保険者負担分相当額 約26.7億円

+

調整交付金見込額（市の現状より実際に交付される額） 約5.7億円

-

=

不足額
約4.7億円

調整交付金相当額（標準的に交付される額） 約1.0億円

-

介護給付費準備基金取崩額 2.7億円

÷

予定保険料収納率 99.0%

÷

第1号被保険者数（※補正後被保険者数） 〇〇人

※被保険者を所得に応じて第1段階から第17段階に分け、各段階の負担割合を乗じて算出



第8期保険料基準額（案） 年額〇〇円・月額〇〇円

埼玉県内市町村の介護保険料設定状況

第5期 基準月額
(平成24年度～平成26年度)

4,972円
全国平均
4,506円
埼玉県平均

第6期 基準月額
(平成27年度～平成29年度)

5,514円
全国平均
4,835円
埼玉県平均

第7期 基準月額
(平成30年度～令和2年度)

5,869円
全国平均
5,058円
埼玉県平均

3

No	市町村	基準月額
1	志木市	3,299円
2	三芳町	3,300円
3	毛呂山町	3,618円
4	鶴ヶ島市	3,800円
5	鳩山町	3,950円
6	白岡市	3,988円
7	東松山市	4,000円
8	三郷市	4,000円
9	嵐山町	4,000円
10	美里町	4,000円



59	大里広域市町村圏組合	5,100円
60	飯能市	5,102円
61	東秩父村	5,467円

No	市町村	基準月額
1	三芳町	4,000円
2	北本市	4,048円
3	鳩山町	4,100円
4	毛呂山町	4,140円
5	和光市	4,228円



13	越谷市	4,490円
14	狭山市	4,493円
15	白岡市	4,498円

59	小鹿野町	5,580円
60	戸田市	5,600円
61	東秩父村	6,977円

No	市町村	基準月額
1	鳩山町	4,000円
2	杉戸町	4,261円
3	毛呂山町	4,340円
4	桶川市	4,500円
5	鶴ヶ島市	4,500円



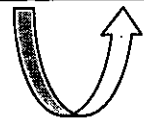
16	志木市	4,729円
17	松伏町	4,740円
18	白岡市	4,770円

59	戸田市	5,775円
60	小鹿野町	5,990円
61	東秩父村	6,955円

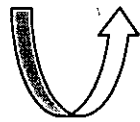
白岡市介護保険料基準額（月額）の比較（第1期から第8期）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期(案)
期間	平成12年度から 平成14年度まで	平成15年度から 平成17年度まで	平成18年度から 平成20年度まで	平成21年度から 平成23年度まで	平成24年度から 平成26年度まで	平成27年度から 平成29年度まで	平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで
段階数	5区分	5区分	7区分	11区分	12区分	17区分	17区分	17区分
月額 保険料	2,696円	3,156円	3,617円	2,993円	3,988円	4,498円	4,770円	

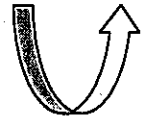
4



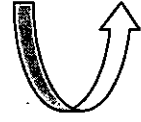
460円



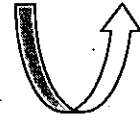
461円



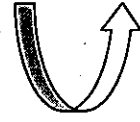
△ 624円



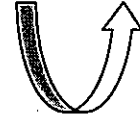
995円



510円



272円



第8期白岡市介護保険料所得段階の設定

第8期(令和3~5年度)も、第7期(平成30~令和2年度)に引き続き、17区分で設定する。なお、第1~3段階については、低所得者保険料の軽減がある(カッコ内軽減前保険料調整率及び軽減前保険料)。

案1

令和2年12月時点

第7期介護保険料(17区分)	
基準額	4,770円

第8期介護保険料(案)	
基準額	4,926円

標準的な段階(9区分)	
基準額	5,097円

第7期との基準比較
156円
第7期からの増加率
103.27%

所得段階	市民税課税状況	対象者(前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料(年額)
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	17,100円 (28,600円)
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45 (0.70)	25,700円 (40,000円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	40,000円 (42,900円)
第4段階	本人・世帯・非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	51,500円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	57,200円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	68,600円
第7段階		合計所得金額が120万円以上130万円未満	1.30	71,300円
第8段階		合計所得金額が130万円以上140万円未満	1.40	74,000円
第9段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.60	91,500円
第10段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.65	94,400円
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.75	100,100円
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	103,000円
第13段階	合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	105,800円	
第14段階	合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	108,700円	
第15段階	合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	111,600円	
第16段階	合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	117,300円	
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	123,000円	

所得段階	市民税課税状況	対象者(前年の所得状況等)	保険料調整率		推計人数			
			第7期との差額	第7期(年額)	R3	R4	R5	合計
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	17,700円 (29,500円)	1,679	1,693	1,705	5,077
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45 (0.70)	26,600円 (41,300円)	790	796	802	2,388
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	41,300円 (44,300円)	652	658	662	1,972
第4段階	本人・世帯・非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	53,200円	2,506	2,529	2,545	7,580
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	59,100円	2,234	2,254	2,269	6,757
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	70,900円	2,179	2,197	2,212	6,588
第7段階		合計所得金額が120万円以上130万円未満	1.30	73,600円	2,179	2,197	2,212	6,588
第8段階		合計所得金額が130万円以上140万円未満	1.40	76,300円	2,179	2,197	2,212	6,588
第9段階		合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.60	94,500円	549	554	558	1,661
第10段階		合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.65	97,500円	601	606	610	1,817
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.75	103,400円	486	491	495	1,472
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	106,400円	545	550	554	1,649
第13段階	合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	109,400円	429	434	438	1,301	
第14段階	合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	112,400円	268	273	277	818	
第15段階	合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	115,400円	202	207	211	620	
第16段階	合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	121,400円	117	122	126	365	
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	127,400円	102	107	111	320	

所得段階	市民税課税状況	対象者(前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料(年額)	推計人数			
					R3	R4	R5	合計
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	18,300円 (30,500円)	1,679	1,693	1,705	5,077
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.50 (0.75)	30,500円 (45,800円)	790	796	802	2,388
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	42,800円 (45,800円)	652	658	662	1,972
第4段階	本人・世帯・非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	55,000円	2,506	2,529	2,545	7,580
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	61,100円	2,234	2,254	2,269	6,757
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	73,400円	2,179	2,197	2,212	6,588
第7段階		合計所得金額が120万円以上130万円未満	1.30	76,100円	2,179	2,197	2,212	6,588
第8段階		合計所得金額が130万円以上140万円未満	1.40	78,800円	2,179	2,197	2,212	6,588
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478
第10段階		合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478
第13段階	合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478	
第14段階	合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478	
第15段階	合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478	
第16段階	合計所得金額が550万円以上600万円未満	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478	
第17段階	合計所得金額が600万円以上	1.50	91,700円	1,150	1,160	1,168	3,478	

合計	14,622	14,747	14,847	44,216
補正後被保険者数	16,176	16,313	16,424	48,913

合計	14,622	14,747	14,847	44,216
補正後被保険者数	15,632	15,765	15,872	47,269

第8期白岡市介護保険料所得段階の設定

第8期（令和3～5年度）も、第7期（平成30～令和2年度）に引き続き、17区分で設定する。なお、第1～3段階については、低所得者保険料の軽減がある（カッコ内軽減前保険料調整率及び軽減前保険料）。

案2

令和2年12月時点

第7期介護保険料(17区分)	
基準額	4,770円

第8期介護保険料(案)	
基準額	4,936円

標準的な段階(9区分)	
基準額	5,097円

第7期との基準比較
166円
第7期からの増加率
103.48%

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料 (年額)
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	17,100円 (28,600円)
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45 (0.70)	25,700円 (40,000円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	40,000円 (42,900円)
第4段階	本人・世帯・非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	51,500円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	57,200円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	68,600円
第7段階		合計所得金額が120万円以上145万円未満	1.45	80,000円
第8段階		合計所得金額が145万円以上170万円未満	1.70	91,500円
第9段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.60	91,500円
第10段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.65	94,400円
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.75	100,100円
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	103,000円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	105,900円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	108,700円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	111,600円
第16段階	合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	117,300円	
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	123,000円	

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料 (年額)	推計人数					
					第7期との差額	R3	R4	R5	合計	
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	17,700円 (29,600円)	600円	1,679	1,693	1,705	5,077	
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45 (0.70)	26,800円 (41,400円)	900円	790	796	802	2,388	
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	41,400円 (44,400円)	1,400円	652	658	662	1,972	
第4段階	本人・世帯・非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	53,300円	1,800円	2,506	2,529	2,545	7,580	
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	59,200円	2,000円	2,234	2,254	2,269	6,757	
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	71,000円	2,400円	2,179	2,197	2,212	6,588	
第7段階		合計所得金額が120万円以上145万円未満	1.45	80,000円	45万円					
第8段階		合計所得金額が145万円以上170万円未満	1.70	91,500円	45万円					
第9段階		合計所得金額が210万円以上265万円未満	1.60	94,700円	55万円	3,200円	717	723	728	2,168
第10段階		合計所得金額が265万円以上320万円未満	1.65	97,700円	55万円	3,300円	434	437	440	1,311
第11段階		合計所得金額が320万円以上380万円未満	1.75	103,600円	40万円	3,500円	211	213	215	639
第12段階		合計所得金額が380万円以上400万円未満	1.80	106,600円	40万円	3,600円	163	164	165	492
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	109,500円	40万円	3,700円	142	143	144	429
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	112,500円	40万円	3,800円	89	89	90	268
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	115,500円	40万円	3,900円	67	67	68	202
第16段階	合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	121,400円	40万円	4,100円	39	39	39	117	
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	127,300円	40万円	4,300円	340	343	345	1,028	

合計	14,622	14,747	14,847	44,216
補正後被保険者数	16,144	16,280	16,391	48,814

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料 (年額)	推計人数				
					R3	R4	R5	合計	
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	18,300円 (30,500円)	1,679	1,693	1,705	5,077	
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.50 (0.75)	30,500円 (45,800円)	790	796	802	2,388	
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	42,800円 (45,800円)	652	658	662	1,972	
第4段階	本人・世帯・非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	55,000円	2,506	2,529	2,545	7,580	
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	61,100円	2,234	2,254	2,269	6,757	
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	73,400円	2,179	2,197	2,212	6,588	
第7段階		合計所得金額が120万円以上145万円未満	1.45	80,000円	90万円				
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	91,700円	110万円	1,151	1,160	1,168	3,479
第9段階		合計所得金額が320万円以上	1.70	103,900円	1,051	1,053	1,055	3,175	

合計	14,622	14,747	14,847	44,216
補正後被保険者数	15,632	15,765	15,872	47,269